

# 南丹市後援等の名義使用等承認事務取扱規程

平成 23 年 11 月 15 日

訓令第 14 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、各種事業等に係る南丹市（以下「市」という。）の名義使用等の承認に関する事務の取り扱いについて必要な事項を定め、事務処理の適正化及び簡素化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義使用等 後援等の名義使用及び市長賞の贈呈をいう。
- (2) 後援等 後援及び協賛をいう。
- (3) 後援 市が団体等の実施する事業等に名目的に参加することをいう。
- (4) 協賛 市が団体等の実施する事業等の趣旨に賛同し、協力することをいう。
- (5) 市長賞の贈呈 団体等が実施する事業等において、当該団体等が顕彰すべき参加者に対して贈呈する賞状、盾、トロフィー等への市長賞の承認をいう。
- (6) 団体等 次に掲げる団体をいう。

ア 国又は他の地方公共団体

イ 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体

ウ 社会福祉関係団体、社会教育関係団体又は学校教育関係機関及び団体

エ 新聞社、放送局又はこれに準ずる団体

オ 地縁団体、自治会、自治振興会又はこれに準ずる団体

カ その他代表者、会員、会則、予算、決算等が明確にされている任意の団体

- (7) 事業等 行事、事業、催しその他これらに類するものをいう。
- (8) 営利を目的とする事業等 利益をあげる目的で実施する事業等をいう。
- (9) 政治活動 特定の政党、政治思想若しくは政治家を支持し、又は反対する目的で行われる活動をいう。
- (10) 宗教活動 特定の宗教の布教、宣伝その他教義に従い行われる活動で、特定の宗教を促進し、又は他の宗教に干渉する目的で行われる活動をいう。

(名義使用等の申請資格)

第 3 条 後援等に係る名義使用等の申請は、第 2 条第 6 号に定める団体等でなければすることができない。

(名義使用等の承認要件)

第 4 条 後援等の名義使用等は、次に掲げる要件全てに該当するときに承認することができるものとする。

- (1) 市の経済、社会、福祉、教育、文化、スポーツ、自治振興等の発展向上に資するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 事業等の規模又は範囲が、市民又は市域を超えた相当な範囲の者を対象とするものであること。
- (3) 事業等の実施にあたり、保健衛生及び災害防止について十分な設備及び措

置が講じられているものであること。

- (4) 営利を目的とする事業等でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動でないこと。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (7) 既に名義使用等の承認を受けたことがある団体等（形式的に名称等を変更しているが、同一の団体等とみなされる場合を含む。）であるときは、当該団体等が次に掲げる事項に該当しないものであること。

ア 偽りその他不正な手段により、第 6 条第 1 項の承認を受けたことがある。

イ 第 8 条第 2 項の規定により付された条件に違反したことがある。

ウ この訓令に違反したことがある。

- 2 前項に定める要件に該当する場合であっても、宗教法人、宗教法人が事務局を行う団体、営利を目的とする法人又は団体、政治活動を行う団体その他市長が適当でないと認める団体が申請し、又は主催する事業等については、承認しないものとする。

（名義使用等の承認期間）

第 5 条 名義使用等の承認期間は、承認した日から当該事業等の終了の日までとする。ただし、6 月を超えることはできない。

- 2 市長は、事業等の性質上やむを得ないと認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、承認期間を延長することができる。

（名義使用等の承認申請）

第 6 条 後援等に係る名義使用の承認を受けようとする団体等は、様式第 1 号の後援等名義使用承認申請書を、市長賞の贈呈を受けようとする団体等は、様式第 2 号の市長賞贈呈承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、任意の様式であっても、様式第 1 号又は様式第 2 号で定めている内容が記されているものにあつては、申請書として代用できるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業等の目的及び実施計画を明らかにする書類
- (2) 事業等に係る収支予算書の写し
- (3) 第 2 条第 6 号カに規定する任意の団体にあつては、当該団体の代表者、会員、会則、予算等を明らかにする書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（名義使用等の承認条件）

第 7 条 名義使用等の承認の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市は、後援又は協賛の名義使用の承認に伴い生ずる事務経費等の負担及び事故等の責任は一切負わない。
- (2) 市は、市長賞の承認に際し賞状以外の物品及び金品等の提供は行わない。

（後援等名義使用等の承認決定）

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の申請書の提出があつたときは、第 4 条に規定する承認要件に基づき、名義使用等の承認の可否を決定し、様式第 3 号の後援等名義使用等承認（不承認）通知書を当該申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、事業等の内容上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(事業等の変更)

第 9 条 前条の規定により名義使用等の承認決定を受けた者は、事業等の内容に変更が生じたときは、書面により速やかに報告しなければならない。

(名義使用等の承認取消)

第 10 条 市長は、名義使用等の承認をした後に、次に掲げる内容が明らかになったときは、名義使用等の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に偽り又は不正な行為により、第 6 条第 1 項の承認を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第 4 条第 1 項各号の規定に反することが明らかになったとき。
- (3) 第 4 条第 2 項に規定する団体等であることが明らかになったとき。
- (4) 第 8 条第 2 項の規定により付された条件に違反したことが明らかになったとき。

(事業等の実施報告)

第 11 条 第 8 条の規定により名義使用等の承認決定を受けた団体等は、事業等の終了後 1 月以内に、様式第 4 号の事業等実施報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書の写し
- (2) 写真、チラシ、新聞記事等、事業の実施状況を明らかにする書類

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。